

FASBの会計基準開発行動

小形 健介

1. はじめに

財務情報の送り手である財務諸表作成者（企業）の財務書類の作成方法や報告・開示方法などを規定する会計基準の新設や改廃は、企業の財務情報の質や量を変化させるだけでなく、その変化から生じる負の影響を予想する企業の行動を変える。そしてそうした情報や企業行動の変化は、投資家をはじめとする財務諸表利用者の行動を変化させるため、会計基準の変更は、財務諸表作成者や利用者の行動変化を誘発し、その結果、社会全体での所得分配や資源分配を変化させる可能性をもっている（大石 2000; Jorissen et al. 2012）。それゆえ、それは公共政策と捉えられる（Gaa 1988）。

会計基準の開発にあたり、会計基準設定機関は、その当初段階では、財務諸表利用者の経済的な意思決定にとって有用な情報の提供を要請する基準の開発を試みる。利用者にとって有用な情報は、財務情報の質や量を増加させ、財務情報の作成コストを大きくするだけでなく、場合によっては企業の財務業績を悪化させ、あるいは財務業績のボラティリティを高める。そうした影響が大きければ大きいほど、財務諸表作成者はそうした基準の開発に反対する。会計基準の開発にあたり、規制者である会計基準設定機関と被規制者である財務諸表作成者の間で対立が顕現している状況において、基準設定機関が、財務諸表作成者に阿るような基準開発を行うこともあれば、財務諸表作成者と利用者の双方が納得するような妥協的な基準開発を行うこともあるし、また作成者からの反対に配慮することなく当初提案を押し通すこともある。このように、会計基準設定機関は、常に同じような基準開発行動をとるのではなく、「多様な」行動をとることが知られている。

では、なぜ基準設定機関はこのような多様な基準開発行動をとるのか。そしてそれはどのようなことになるのか。筆者はこうしたリサーチ・クエスチョンに答えるべく、近著（小形 2024）において、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）の2001年4月の活動開始から2021年6月までの20年間における、中長期的に多様な会計基準開発行動を対象にその基準開発行動のメカニズムを検討した。そこでは、そうした多様な基準開発行動が、

基準設定機関による自身の組織存続に対する危機をどのように認識しているかに応じて、基準開発戦略を変え、そしてその戦略を実行するための組織編成を変えた結果である可能性を明らかにした。

ただし、かかる研究は、IASBの20年間の活動を対象に分析したものにはすぎず、十分なサンプルが確保されているとは言い難く、そこで提示した仮説やモデルを完全に検証したものではない。それゆえ、上記の結果は、あくまでも可能性に過ぎないのである。上記研究プログラムをさらに深化させ、その確からしさを高めるためには、追加的なサンプルを検証する必要がある。小形(2024)ではそれに適した題材として、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board:FASB)を提示した。本稿はかかる研究プログラム遂行の再出発の一環として、FASBの基準開発活動が「多様な」基準開発行動をとっているのか、そしてかりにそうであるならば、どのように「多様な」基準開発行動であるのかを明らかにするものである。そうした意味で、本稿は筆者の研究プログラムの新たな問題提起を図るものである。

2. 量的観点からみたFASBの基準開発行動

2.1 1973年から2022年までの公表した会計基準数

1972年に設立され、1973年7月にその活動を開始したFASBは、2023年6月に設立して活動開始後50年を迎えた。まずは、FASBがこの50年間でどのような基準開発を行ってきたのかを確認する。この場合における基準開発活動は、その公表物(pronouncement)にもとづいて捉えることとする¹⁾。ただし、一口に公表物といってもFASBが公表するものにはさまざまなものがあり、本稿では、「会計基準」を、FASBメンバーが投票を行い、公表を決定したものとす。FASBの公表物に関しては、2009年7月を境に大きく変化しているため、それ以前とそれ以後のものを整理しておく。

FASBは、その設立当初より、財務会計基準書(Statement of Financial Accounting Standard:SFAS)、財務会計概念書(Statement of Financial Accounting Concept:SFAC)、そして解釈指針(FASB Interpretation:FIN)という3種類の公表物を、FASBメンバーの投票にもとづいて公表してきた。FASBは、これら3種類以外にも、FASBスタッフ意見書(FASB Staff Position)や緊急問題特別委員会(Emerging Issues Task Force:EITF)によるアブストラクト(Abstract)の公表にも携わっており、それらの中にはFASBがその公表に際して投票を行っているものもある。ただし、スタッフ意見書やEITFアブストラクトのすべてに対してFASBメンバーが投票を行っているわけではないため、本稿ではこれらの公表物を、FASBの基準開

1) Allen and Ramanna (2013) において行われているように、基準設定機関の基準開発行動を正確に捉えるためには、FASBが基準化を試みるものの、諸般の事情によって最終基準書を公表することができなかったプロジェクトも含める必要があるかもしれない。この検討については今後の課題としたい。

発行動を規定する「会計基準」とは捉えないこととする。かくして、2009年6月までの「会計基準」は、SFAS、SFAC、そしてFINの3種類を指すこととする。なお、これら3種類の基準の性格については後述する。

FASBは、その後2009年6月に、SFAS第168号「*FASB Accounting Standards Codification*TM」と一般に認められた会計原則の階層：SFAS第162号の差し替え（*The FASB Accounting Standards Codification*TM and the Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles: a replacement of FASB Statement No.162）」を公表した。FASBはこれまで、同じ権威があるにもかかわらず、SFAS、FIN、FASBスタッフ意見書、EITF アブストラクトとして区分して公表していた。ただし、こうした公表の方法は、GAAPの階層構造を複雑化しているとして批判されてきた。こうした階層構造の簡素化を図るべく、FASBはSFAS第168号を公表し、2009年7月1日以降、*FASB Accounting Standards Codification*TMを米国のすべてのGAAPにアクセスすることのできるデータベースとして、権威のあるものをこのデータベースに取り入れ、そして権威のないものを除外することとした。その一環として、FASBは、2009年7月1日以降の公表物をすべて会計基準更新書（Accounting Standards Update：ASU）として公表することとした（FASB 2009, Summary）。なお、ASUには米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：SEC）の公表物も含まれているため、すべてのASUがFASBによって公表されるわけではない。

かくして、FASBは、1973年12月にSFAS第1号「外貨換算情報の開示（Disclosure of Foreign Currency Translation Information）」を公表してから、2023年6月にSFAC第8号2章「財務報告の概念フレームワーク2章：報告事業体（Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 2, The Reporting Entity）」を公表するまでに、合計411個の会計基準を公表している²⁾。FASBが年次毎に開発した会計基準数とその累計基準数を図1で示す³⁾。

図1によれば、FASBは、1973年に3個の基準を開発した後、1974年から1984年までの11年間では、1980年に18個の基準開発を行うように、125個の基準（年平均11.4個）を開発している。次の1985年から2008年までの24年間では102個の基準（年平均4.3個）を開発していたように、その開発ペースは緩やかになるが、2009年以降再び活発になり、2015年と2018年に20個の

2) なお、FASBは、SFAS第168号と同時に、最初のASUとしてASU第09-01号「Topic 105：一般に認められた会計原則：財務会計基準書第168号『*FASB Accounting Standards Codification*TMと一般に認められた会計原則の階層』にもとづいた修正（Topic 105-Generally Accepted Accounting Principles: amendments based on Statement of Financial Accounting Standards No.168-The *FASB Accounting Standards Codification*TM and the Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles）」を公表しているが、これは実質的にSFAS第168号と同じ内容のものであるため、除外している。

3) 年次に関しては、FASBが1973年7月以降、活動を開始したこと、またメンバーの在任期間終了日が6月30日であることに鑑みて、X年次の活動はX年7月1日からX+1年6月30日まで、つまり、1973年次の活動は1973年7月1日から1974年6月30日までとする。

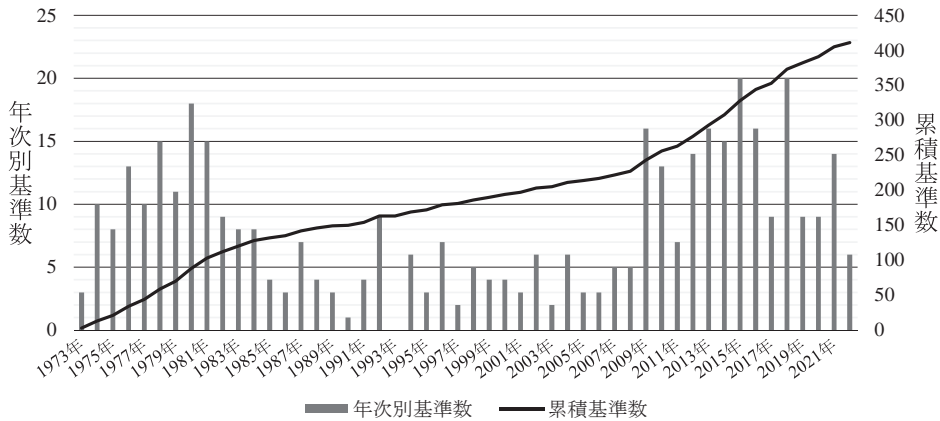


図1 年次別の会計基準数と累計基準数の推移 (1973年-2022年)

基準開発を行うなど、2009年から2022年までの14年間で184個の基準（年平均13.1個）を開発している。このように、最初の12年間と最後の14年間、その間の24年間とでは、その活動ペースが大きく異なっているのである。

2.2 会計基準の区分

本稿ではFASBメンバーが投票に関わった会計基準を対象にして調査を行っているが、既述したように、2009年6月以前のFASBの公表物には異なる性格のものが含まれている。その中でも、重要な課題の解決を図るために公表される代表的なものがSFASである（Miller et al. 2016, 79）。事実、SFASの多くは、さまざまな業種のさまざまな企業に影響を及ぼすものであった。ただし、中には極めて限定的な問題や特定の業種においてのみ生じる問題の解決を図るために公表されたSFASもある（Miller and Redding 1986, 81）。次に、SFACは、GAAPを形成するとは考えられていないが、GAAPの今後の展開を左右するものとして、FASBを方向づける、あるいは未だ解決策が存在していない会計問題に対して、実務家による問題解決の指針を与えるために作成されるものである。それに対して、SFASを「詳しく解説し、その内容を明確にする」ためのガイダンスとして公表されてきたものがFINである。また、2009年以降、SFAS等に代わって公表されるようになったASUには、SFAS、FINのほかに、EITFが公表してきた、現行GAAPのもとで検討可能な実務上の課題、適用上の課題、その他緊急的な課題の解決を図るためのEITFアブストラクトがある。

このように多彩な性格をもつFASBの公表物をすべて同一の性格をもつものとして認識することは、FASBの基準開発行動を正確に反映したものとは言い難い。そこで、先に示した411個の会計基準を公表物の性格に合わせて3種類に分類する。一つ目は、FINやEITFアブストラクト、ASU移行後に設立された、非上場会社向けの財務諸表のあり方を議論する私企業評議会

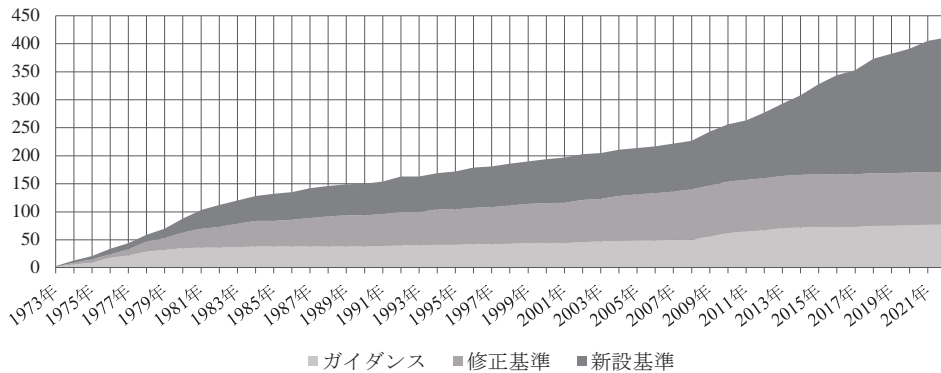


図2 ステータス別の累計会計基準数（1973年-2022年）

（Private Company Council：PCC）の協議事項から構成される、「ガイダンス基準」である。二つ目は、従来のSFASのうち、既存のSFASを修正するために公表された「修正（Amendment）基準」、そして三つ目がSFASのうちの「新設基準」である。こうした分類にしたがって、分類ごとの累計会計基準数を経年で示したものが図2である。

図2によれば、FASBは1979年までの期間に17個の新設基準（年平均2.4個）と21個の修正基準（年平均3.0個）を公表している中、32個のガイダンス基準（年平均4.6個）を公表していたように、ガイダンス基準を中心とした基準開発を行っていた。ただし、それ以降、ガイダンス基準の開発ペースは緩やかとなり、1980年から2008年までの29年間で18個（年平均0.6個）しか公表されなかった。2009年以降、FASBは27個（年平均1.9個）のガイダンス基準を公表し、50年間で合計77個（年平均1.5個）を公表した。これはFASBが公表した全会計基準の18.7%に相当する。

それに対して、FASBは、1979年までガイダンス基準に比べて開発ペースが緩やかであった修正基準と新設基準を、1980年から2009年までの30年間に70個の修正基準（年平均2.3個）と79個の新設基準（年平均2.6個）といったように、ほぼ同じペースで公表した。FASBはその後の13年間で3個の修正基準を公表するにとどまるが、50年間で合計94個（年平均1.9個）を公表した。これはFASBが公表した全会計基準の22.9%に相当する。一方、FASBは新設基準を2010年以降の13年間で144個（年平均11.1個）公表し、50年間で合計240個（年平均4.8個）を公表した。これはFASBが公表した全会計基準の58.4%に相当する。

かくして、FASBは設立直後の10年間、FASBの前任組織である会計手続委員会（Committee of Accounting Procedures：CAP）や会計原則審議会（Accounting Principles Board：APB）、そしてFASBが公表してきたGAAPに対するガイダンス基準を多く公表した後、それに続く約25年間、新設基準および修正基準を中心に基準開発を行い、そして2009年からの約15年間で新設基準中心の基準開発を行ってきたのである。

3. 質的観点からみた FASB の基準開発行動

3.1 調査の範囲

次に、FASBの開発した各会計基準の開発目的や意図、ねらいなどをもとにFASBの基準開発の特徴を明らかにしよう。前節では、FASB創設からの50年間で、FASBメンバーの投票により公表が決定された411個の公表物を対象に量的な調査を行った。ただし、それらの中のガイダンス基準は、既存基準の解説的、ガイダンス的な性格のFINやEITFアブストラクト、同様に、PCCによる審議を経て公表が決定されたものであることに鑑みると、これらの基準を、FASBの審議の結果公表され、FASBの基準開発行動を特徴づけるものとして認識するには不適格であり、会計基準の内容からの調査を試みる質的調査において、ガイダンス基準をFASBの基準開発行動に含めて検討することは、その行動を誤って理解する可能性がある。そこで、本節では、新設基準と修正基準を調査対象とし、それら基準の内容の観点からFASBによる期間別基準開発活動の特徴の抽出を試みることにする。かくして、本節における質的観点からの検討では、上記411個の会計基準からガイダンス基準77個を除外した334個を対象とする。

なお、本調査では、FASBの公表物の開発目的や意図、ねらいなどに焦点を当てるが、その抽出にあたってはFASB自身の言説に依拠することとする。具体的には、FASBウェブサイト上の“Reference Library”タブ内にある“Superseded Standards”のSFAS第1号からSFAS第168号の“Summary”および同website上の“Standards”タブ内にある“Accounting Standards Updates Issued”のASU第09-05号からASU第23-02号の“Summary”とSFAC第1号からSFAC第8号2章(2023年6月公表)を対象としている。ただし、ASU第09-15号、ASU第10-02号、ASU第10-06号、そしてASU第10-08号の4つに“Summary”が含まれていないため、またSFAC第5章(修正)とSFAC第7章(修正)では修正前のオリジナルのSFACから内容が一部削除されているにすぎず、しかもその公表に際して新たな投票が行われていないことから、これら6基準を除外した、合計328個の会計基準を調査対象とする。

3.2 FASBの基準開発を性格づける特徴

公表された会計基準の内容の分析に際しては、小形(2024)を参考に、上記マテリアルにおいて頻繁に用いられているキーワードをもとに次の12個の特徴に分類する。すなわち、(a)「新規アプローチの導入」、(b)「公正価値測定」、(c)「弾力性の排除」、(d)「他の会計基準との整合性」、(e)「コンバージェンス」、(f)「認識要件の明確化」、(g)「表示・開示要件の明確化」、(h)「ガイダンスの明示」、(i)「他の法規との整合性」、(j)「負担の軽減／例外の設定」、(k)「実施の簡便化」、そして(1)「弾力性の増加」、である。これら特徴のそれぞれの概要を表1にて整理する。

表1 会計基準の特徴と概要

特 徴	概 要
(a) 新規アプローチの導入	既存の基準では採用されてこなかった認識、測定、開示に関する原則やアプローチ、モデル、概念等の導入や再構築、あるいはそうしたアプローチをもとにした会計基準の包括的な整備を含む場合に、こうした特徴をもつとしている。
(b) 公正価値測定	測定属性（の1つ）として公正価値を導入する場合、こうした特徴をもつとしている。
(c) 弾力性の排除	代替的な会計処理方法を削減・削除する場合、こうした特徴をもつとしている。
(d) 他の会計基準との整合性	異なる基準の関連する規定間で不整合を取り除く場合、こうした特徴をもつとしている。
(e) コンバージェンス	IAS／IFRSなどとのコンバージェンスを図る場合、こうした特徴をもつとしている。
(f) 認識要件の明確化	財務報告の質を高めるために、認識や測定に関する要求事項を新設、改訂、削除等する場合、こうした特徴をもつとしている。
(g) 表示・開示要件の明確化	財務報告の質を高めるために、表示や開示に関する要求事項を新設、改訂、削除等する場合、こうした特徴をもつとしている。
(h) ガイドンスの明示	既存の規定を解説し、その中身を明確にするための指針（guidance）や例示を提示する場合、こうした特徴をもつとしている。
(i) 他の法規との整合性	異なる法規の関連する規定間で不整合を取り除く場合、こうした特徴をもつとしている。
(j) 負担の軽減／例外の設定	財務諸表作成上の例外規定（exceptions）や免除規定（exemptions）といった、緩和要件（relief）が設定される場合に、こうした特徴をもつとしている。
(k) 実施の簡便化	既存の会計処理が複雑であるとして、その運用の困難さを改善するために、会計処理上の複雑さを取り除き、企業の会計処理を行いやすくする場合、こうした特徴をもつとしている。
(l) 弾力性の増加	代替的な会計処理方法を容認する場合、こうした特徴をもつとしている。

小形（2024）によれば、これら特徴のうち、(a)「新規アプローチの導入」は、既存の会計基準では用いられてこなかった考え方やアプローチを体現した処理を取り入れる、もしくはそれらを包括的に整備したものを指し、かかる意味において投資家指向の考え方等を演繹的に展開しようとしたものをいう。また、(b)「公正価値測定」や(c)「弾力性の排除」、(e)「コンバージェンス」は、投資家をはじめとする財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供に適う特徴として位置づけられ、IASB／IFRSの主たる基準開発目的とされている（Botzem 2012）。とくに、(b)「公正価値測定」は、資産および負債がもつ将来的なキャッシュ・フローの創出能力を示すとともに、当該能力の変化の追跡が可能になるため、財務諸表利用者のニーズを満たすことができると捉えられている（Miller et al. 2016）。さらに、(d)「他の会計基準との整合性」は、わが国における「内的整合性」に対応するものである。FASBにおいても体系的な首尾一貫性は、財務諸表利用者にとっても望ましいと捉えられているようであり（Miller et al. 2016）、かくして特徴(a)から特徴(e)は、利用者指向の性格をもっているといえよう。

そもそもFASBは、投資家をはじめとする財務諸表利用者に対して有用な財務情報の提供を

意図して基準開発を行っている。財務報告の質を高めるために、FASBが開発する会計基準は、認識や測定に関する要求事項 (requirement) を新設、改訂、削除する (f)「認識要件の明確化」や、表示や開示の規定を新設、改訂、削除等する (g)「表示・開示要件の明確化」といった特徴をもつことが多い。そうした意味において、こうした特徴は至極当然の特徴であるといえる。

FASBの会計基準は、細則主義 (Rules-based standards) 的であるとされるが、細則主義的特徴をより示しているのが、既存の規定を解説し、その中身を明確にするための指針 (guidance) の提示であろう。そうした会計基準は (h)「ガイダンスの明示」という特徴をもっているとする。かかるガイダンスをつうじて財務報告の質が高まり、利用者に便益をもたらすことにはなると考えられるが、それらによって直接的に利便性を高めることになるのが財務諸表作成者であろう。また、IASBが国際的な基準設定機関であるがゆえに小形 (2024) では示されていない特徴として (i)「他の法規との整合性」が挙げられる。国内の基準設定機関においては、他の法規との関係を考慮しなければならない局面が出てくるため、他の法規との関係から会計基準を変更した場合にこの特徴をもっているとする。他の法規と会計基準との調整を行うことにより、財務諸表作成上の負担が軽減されると考えられることから、こうした特徴も財務諸表作成者の利便性を高めるものであるといえる。

また、会計基準の設定にあたって財務諸表作成上の例外規定 (exceptions) や免除規定 (exemptions) といった、緩和要件 (relief) が設定される場合がある。こうした場合を (j)「負担の軽減／例外の設定」とする。さらに、既存の会計処理が複雑であるとして、その運用の困難さを改善するために、会計基準が設定される場合がある。すなわち、会計処理上の複雑さを減らし (reduce complexity)、企業の会計処理を行いやすくする (make it easier for companies to account for) のである。こうした特徴をもって開発された会計基準を (k)「実施の簡便化」として扱う。また会計基準の設定にあたっては、既述した (c)「弾力性の排除」と正反対の特徴をもった、会計処理上の選択肢を増加させる会計基準が設定されることがある。こうした場合には、これを (l)「弾力性の増加」とする。かくして、特徴 (h) から特徴 (l) は、作成者指向の性格をもっているといえる。

3.3 調査の方針

本調査では、FASBの公表した328個の会計基準がそれぞれどのような特徴を有しているのかを確認するものである。この調査を行うにあたって留意すべき点がある。それは、1つの会計基準のなかに財務諸表利用者の便益を高めることを意図した規定とともに、財務諸表作成者の利便性を高めることを意図した規定が併存しているように、FASBの設定する会計基準の目的や狙いが1つの基準のなかに複数含まれる場合があるという点である。設定された会計基準が多方面に大きな影響を及ぼすビッグ・プロジェクトであればあるほど、会計基準に内包される目的や意図は増え、しかもある種矛盾するような目的や狙いが併置されることがある。そこで、

本調査では、1つの会計基準に対して1つの目的を割り当てるのではなく、上記目的等が複数認められる場合には複数の目的を内包したものとして扱うこととする（ただし、1つの基準に対して少なくとも1つの特徴は割り当てる）。なお、本調査では1つの会計基準に対して上記12の特徴の有無のみを調査しており、目的の程度や強度は問わない。

既述したように、本書の調査では、FASB自身の言説に依拠する。これらのマテリアルにおいて上記12個の特徴に相当する記述が認められた場合に、かかる特徴をもつものとして取り扱う。また、本書の調査では、公表された会計基準の特徴の抽出を目的としているため、会計基準の策定が計画された当初段階での目的は考慮しない。

4. 調査の結果

4.1 FASBの全期間における基準開発行動の特徴

328個の会計基準に関する全期間および5年を1期間とする期間別の特徴について言及する前に表2において基本統計量を確認する。それによると、328個の会計基準が854個の特徴をもっており、平均値は2.604である。すなわち、1つの会計基準に対して2つ以上の特徴をもっていることになる。また中央値は2であり、半数以上の基準が複数の特徴を内包しているものの、最頻値は1であるため、1つの特徴しかもたない会計基準が多数であることになる。事実、度数別で整理すると、1つの特徴のみを有しているのが95基準（328個の会計基準のうち29.0%）、2つの特徴を有しているのが90基準（同27.4%）、3つが58基準（同17.7%）、4つが41基準（同12.5%）、5つが29基準（同8.8%）、6つが12基準（同3.7%）となっている。そして、7つの特徴、8つの特徴、9つの特徴をカバーしているのがそれぞれ1基準（同0.3%）である⁴⁾。

表2 基本統計量

平均	2.604
標準誤差	0.084
中央値（メジアン）	2
最頻値（モード）	1
標準偏差	1.525
分散	2.326
尖度	0.569
歪度	0.934
範囲	8
最小	1
最大	9
合計	854
データの個数	328

4) 7つの特徴を有しているのが2001年8月に公表されたSFAS第144号「長期性資産の減損ないし処分会計処理（Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets）」であり、そこでとり入れられた特徴は(a), (b), (c), (d), (f), (g), (h)である。8つの特徴をもっている会計基準が2016年2月に公表されたASU第16-02号「リース（Leases）」であり、そこには特徴(a), (b), (e), (f), (g), (h), (k), (l)が含まれている。そしてもっとも多い9つの特徴を持っているのが2017年8月に公表されたASU第17-12号「デリバティブとヘッジ：ヘッジ活動の会計処理に対する対象を絞った改善（Derivatives and Hedging: Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities）」であり、特徴(b), (d), (f), (g), (h), (i), (j), (k), (l)をもっている。既述したように、対応する特徴の数が多ければ多い程、その基準はビッグ・プロジェクトにあたるといえ、SFAS第144号、ASU第16-02号、そしてASU第17-12号はそうしたプロジェクトであったといえる。

表3 FASBの全体別および期間別会計基準の特徴

	会計基準数	(a) 新規アプローチ の導入	(b) 公正価値測定	(c) 弾力性の排除	(d) 他の会計基準 との整合性	(e) コンバージェンス
全期間	328 100.0%	63 19.2%	62 18.9%	33 10.1%	25 7.6%	34 10.4%
第I期 1973年-1977年	22 100.0%	3 13.6%	3 13.6%	4 18.2%	0 0.0%	0 0.0%
第II期 1978年-1982年	54 100.0%	9 16.7%	7 13.0%	3 5.6%	0 0.0%	0 0.0%
第III期 1983年-1987年	28 100.0%	5 17.9%	4 14.3%	0 0.0%	1 3.6%	0 0.0%
第IV期 1988年-1992年	19 100.0%	4 21.1%	2 10.5%	1 5.3%	4 21.1%	0 0.0%
第V期 1993年-1997年	16 100.0%	4 25.0%	9 56.3%	2 12.5%	1 6.3%	1 6.3%
第VI期 1998年-2002年	18 100.0%	6 33.3%	8 44.4%	3 16.7%	6 33.3%	0 0.0%
第VII期 2003年-2007年	15 100.0%	6 40.0%	7 46.7%	6 40.0%	2 13.3%	6 40.0%
第VIII期 2008年-2012年	34 100.0%	6 17.6%	6 17.6%	4 11.8%	0 0.0%	10 29.4%
第IX期 2013年-2017年	70 100.0%	4 5.7%	8 11.4%	8 11.4%	3 4.3%	16 22.9%
第X期 2018年-2022年	52 100.0%	16 30.8%	8 15.4%	2 3.8%	8 15.4%	1 1.9%

次に、FASBが公表した328個の会計基準に関する全期間および期間別の特徴を示した表3によると、全期間にわたって共通性が高いのは、(h)「ガイダンスの明示」(148回、45.1%)、(g)「表示・開示要件の明確化」(137回、41.8%)、そして(f)「認識要件の明確化」(136回、41.5%)である。それらに、(l)「弾力性の増加」(70回、21.3%)、(a)「新規アプローチの導入」(63回、19.2%)、(b)「公正価値測定」(62回、18.9%)、(k)「実施の簡便化」(56回、17.1%)が続く。それに対して、(d)「他の会計基準との整合性」(25回、7.6%)、(c)「弾力性の排除」(33回、10.1%)、(e)「コンバージェンス」(34回、10.4%)といった特徴は共通性が低いのである。

4.2 会計基準の利用者指向と作成者指向

3.3において述べたように、本調査で用いた12個の会計基準の特徴を、財務諸表利用者の便益を高めるためのものと財務諸表作成者の利便性を高めるためのものに区分し、前者を利用者指向(U)、後者を作成者指向(P)とする。ここで、利用者指向を構成するのが、(a)「新規アプローチの導入」、(b)「公正価値測定」、(c)「弾力性の排除」、(d)「他の会計基準との整合性」、そして(e)「コンバージェンス」の5つの特徴であり、特に特徴(a)、(b)、(c)を厳格な利用者指向

(f) 認識要件 の明確化	(g) 表示・開示要件 の明確化	(h) ガイダンス の明示	(i) 他の法規 との整合性	(j) 負担の軽減/ 例外の設定	(k) 実施の簡便化	(l) 弾力性の増加	特 徴 数
136 41.5%	137 41.8%	148 45.1%	40 12.2%	50 15.2%	56 17.1%	70 21.3%	854 2.60
11 50.0%	9 40.9%	5 22.7%	0 0.0%	3 13.6%	0 0.0%	2 9.1%	40 1.82
29 53.7%	23 42.6%	18 33.3%	21 38.9%	4 7.4%	2 3.7%	10 18.5%	126 2.33
15 53.6%	7 25.0%	8 28.6%	3 10.7%	6 21.4%	0 0.0%	3 10.7%	52 1.86
7 36.8%	10 52.6%	4 21.1%	1 5.3%	7 36.8%	0 0.0%	4 21.1%	44 2.32
6 37.5%	12 75.0%	2 12.5%	1 6.3%	4 25.0%	4 25.0%	8 50.0%	54 3.38
12 66.7%	8 44.4%	10 55.6%	2 11.1%	2 11.1%	0 0.0%	2 11.1%	59 3.28
10 66.7%	7 46.7%	5 33.3%	1 6.7%	0 0.0%	0 0.0%	4 26.7%	54 3.60
12 35.3%	20 58.8%	21 61.8%	1 2.9%	4 11.8%	4 11.8%	3 8.8%	91 2.68
18 25.7%	23 32.9%	43 61.4%	6 8.6%	10 14.3%	31 44.3%	17 24.3%	187 2.67
16 30.8%	18 34.6%	32 61.5%	4 7.7%	10 19.2%	15 28.8%	17 32.7%	147 2.83

(RU) とする。それに対して、作成者指向は、(h)「ガイダンスの明示」、(i)「他の法規との整合性」、(j)「負担の軽減／例外の設定」、(k)「実施の簡便化」、そして(l)「弾力性の増加」の5つの特徴から構成され、特に特徴(j)、(k)、(l)を厳格な作成者指向(RP)とする。なお、表3において示す厳格な利用者指向および厳格な作成者指向を構成する各3つの特徴を抽出し、これをヒートマップの形式で示したのが表4である。そこでは、各期間の公表基準数に対する各特徴の出現回数の割合が20%増加するごとにセルの背景を濃くしている（当該割合が0.0%であれば、セルの背景を無地にしている）。

FASBの全期間および期間別の会計基準を利用者指向・作成者指向の割合とその差とともに、厳格な利用者指向・厳格な作成者指向のそれらを示したものが表5である。利用者指向と作成者指向の割合は、それぞれを構成する5つの特徴に関連してとり得る特徴の総数（各期間に公表された会計基準数に5を乗じた数）に対して実際に採用された特徴の数の割合を示している。また、厳格な利用者指向と厳格な作成者指向の割合は、それぞれを構成する3つの特徴に関連してとり得る特徴の総数（各期間に公表された会計基準数に3を乗じた数）に対して実際に採用された特徴の数の割合を示している。そのうえでそれぞれの差をとる。差が正である場合、

表4 FASBの全体別および期間別会計基準のヒートマップ

	(a) 新規アプローチ の導入	(b) 公正価値測定	(c) 弾力性の排除	(j) 負担の軽減/ 例外の設定	(k) 実施の簡便化	(l) 弾力性の増加
全期間	63 19.2%	62 18.9%	33 10.1%	50 15.2%	56 17.1%	70 21.3%
第I期 1973年-1977年	3 13.6%	3 13.6%	4 18.2%	3 13.6%	0 0.0%	2 9.1%
第II期 1978年-1982年	9 16.7%	7 13.0%	3 5.6%	4 7.4%	2 3.7%	10 18.5%
第III期 1983年-1987年	5 17.9%	4 14.3%	0 0.0%	6 21.4%	0 0.0%	3 10.7%
第IV期 1988年-1992年	4 21.1%	2 10.5%	1 5.3%	7 36.8%	0 0.0%	4 21.1%
第V期 1993年-1997年	4 25.0%	9 56.3%	2 12.5%	4 25.0%	4 25.0%	8 50.0%
第VI期 1998年-2002年	6 33.3%	8 44.4%	3 16.7%	2 11.1%	0 0.0%	2 11.1%
第VII期 2003年-2007年	6 40.0%	7 46.7%	6 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 26.7%
第VIII期 2008年-2012年	6 17.6%	6 17.6%	4 11.8%	4 11.8%	4 11.8%	3 8.8%
第IX期 2013年-2017年	4 5.7%	8 11.4%	8 11.4%	10 14.3%	31 44.3%	17 24.3%
第X期 2018年-2022年	16 30.8%	8 15.4%	2 3.8%	10 19.2%	15 28.8%	17 32.7%

表5 FASBによる基準開発の利用者指向と作成者指向

	会計基準数	利用者指向 (U)	作成者指向 (P)	差 (U-P)	厳格な 利用者指向 (RU)	厳格な 作成者指向 (RP)	差 (RU-RP)
全期間	328	13.2%	22.2%	-9.0%	16.1%	17.9%	-1.8%
第I期	22	9.1%	9.1%	0.0%	15.2%	7.6%	7.6%
第II期	54	7.0%	20.4%	-13.3%	11.7%	9.9%	1.9%
第III期	28	7.1%	14.3%	-7.1%	10.7%	10.7%	0.0%
第IV期	19	11.6%	16.8%	-5.3%	12.3%	19.3%	-7.0%
第V期	16	21.3%	23.8%	-2.5%	31.3%	33.3%	-2.1%
第VI期	18	25.6%	17.8%	7.8%	31.5%	7.4%	24.1%
第VII期	15	36.0%	13.3%	22.7%	42.2%	8.9%	33.3%
第VIII期	34	15.3%	19.4%	-4.1%	15.7%	10.8%	4.9%
第IX期	70	11.1%	30.6%	-19.4%	9.5%	27.6%	-18.1%
第X期	52	13.5%	30.0%	-16.5%	16.7%	26.9%	-10.3%

利用者指向>作成者指向であるため、利用者指向が優勢であることを表し、差が負である場合、作成者指向が優勢であることを表す。これらの差が0に近いほど、これら2つの指向が拮抗し、それらを内包した、妥協的な会計基準が採用されている可能性が高いといえる。表5によれば、FASBの全期間にわたる基準開発は作成者指向性が強い（差：-9.0%）といえるが、厳格な視点でとらえた場合では、両指向性は拮抗しているといえる（差：-1.8%）。

4.3 期間別の利用者指向と作成者指向

本稿では、FASBの50年間で、5年を1期として10期に区分し、表3で示す各期間の際立った特徴および表4で示す期間別の厳格な利用者指向と厳格な作成者指向を構成する各特徴の出現割合をもとに作成したヒートマップ、さらには表5における各期間の厳格な利用者指向と厳格な作成者指向との差に焦点を当てて、各期間の基準開発行動の性格を検討する。

① 第Ⅰ期（1973年-1977年）

第Ⅰ期では、利用者指向的な特徴をもった(c)「弾力性の排除」(18.2%)の特徴が強いことに対して、作成者指向的な特徴において際立ったものはなく、その結果、利用者指向が優勢（差：7.6%）となっている。

② 第Ⅱ期（1978年-1982年）

第Ⅱ期では、利用者指向を構成する特徴のうち(a)「新規アプローチの導入」(16.7%)の割合が高いのに対して、作成者指向を構成する特徴のうち(1)「弾力性の増加」(18.5%)の割合も高く、両指向の差は拮抗している（差：1.9%）。

③ 第Ⅲ期（1983年-1987年）

第Ⅲ期では、利用者指向的な特徴である(a)「新規アプローチの導入」(17.9%)と(b)「公正価値測定」(14.3%)の割合が高い一方で、作成者指向的な特徴である(j)「負担の軽減／例外の設定」(21.4%)の割合が高く、第Ⅱ期と同様、これらの差は拮抗している（差：0.0%）。

④ 第Ⅳ期（1988年-1992年）

第Ⅳ期では、利用者指向的な特徴である(a)「新規アプローチの導入」(21.4%)の割合が高いのに対して、作成者指向的な特徴の(j)「負担の軽減／例外の設定」(36.8%)と(1)「弾力性の増加」(21.1%)の割合が高く、作成者指向性の強い会計基準が公表される傾向が強いといえる（差：-7.0%）。

⑤ 第Ⅴ期（1993年-1997年）

第Ⅴ期では、利用者指向的な特徴として(b)「公正価値測定」(56.3%)と(a)「新規アプローチの導入」(25.0%)の割合が高い一方で、作成者指向的な特徴をもった(1)「弾力性の増加」(50.0%)、(j)「負担の軽減／例外の設定」(25.0%)、そして(k)「実施の簡便化」(25.0%)

も高く、その結果、これらの差は拮抗している（差：-2.1%）。

⑥ 第VI期（1998年-2002年）

第VI期では、第V期と同様、利用者指向的特徴である(b)「公正価値測定」(44.4%)と(a)「新規アプローチの導入」(33.3%)の割合が高いのに対して、第V期とは異なり作成者指向的特徴をもつ基準開発はベースダウンし、結果的に、強力な利用者指向的基準（差：24.1%）が展開されている。

⑦ 第VII期（2003年-2007年）

第VII期では、(b)「公正価値測定」(46.7%)、(a)「新規アプローチの導入」(40.0%)そして(c)「弾力性の排除」(40.0%)といったすべての利用者指向的特徴の割合が高いが、作成者指向的特徴の中では(i)「弾力性の増加」(26.7%)の割合だけが高くなっている。その結果、第VI期と同様、強力な利用者指向的基準（差：33.3%）が展開されている。

⑧ 第VIII期（2008年-2012年）

第VIII期では、第V期から第VII期までとは異なり、利用者指向的特徴も作成者指向的特徴も強くない基準開発が行なわれている。そうした状況下で、利用者指向的特徴は(a)「新規アプローチの導入」(17.6%)と(b)「公正価値測定」(17.6%)の割合が高く、作成者指向的特徴の中では(j)「負担の軽減／例外の設定」(11.8%)、そして(k)「実施の簡便化」(11.8%)の割合が高く、利用者指向的特徴の方がわずかに強いといえるが、ほぼ両指向が拮抗した状態（差：4.9%）である。

⑨ 第IX期（2013年-2017年）

第IX期では、作成者指向的な特徴をもった(k)「実施の簡便化」(44.3%)と(i)「弾力性の増加」(24.3%)の割合が、利用者指向的な特徴の出現割合(9.5%)に比べて高く、作成者指向的基準開発が公表される傾向が強いといえる（差：-18.1%）。

⑩ 第X期（2018年-2022年）

第X期では、利用者指向的特徴のうち(a)「新規アプローチの導入」(30.8%)が高いのに対して、(i)「弾力性の増加」(32.7%)、(k)「実施の簡便化」(28.8%)、そして(j)「負担の軽減／例外の設定」(19.2%)といったすべての作成者指向的特徴の割合は高く、その結果、作成者指向が優勢（差：-10.3%）である。

おわりに

本稿で明らかにしたFASBの各期間における基準開発行動の特徴を表6において整理する。表6から明らかになるように、FASBの基準開発行動は、利用者指向的な基準開発と作成者指向的な基準開発の間を振り子の針が揺れるように行ったり来たりを繰り返している。そしてその変化の間に必ず利用者と作成者をともに満足させるような、ある種妥協的な基準開発が進

表6 各期間の基準開発行動の特徴

	各期間	支配的な特徴
第 I 期	1973年-1977年	利用者指向
第 II 期	1978年-1982年	拮抗状態
第 III 期	1983年-1987年	拮抗状態
第 IV 期	1988年-1992年	作成者指向
第 V 期	1993年-1997年	拮抗状態
第 VI 期	1998年-2002年	利用者指向
第 VII 期	2003年-2007年	利用者指向
第 VIII 期	2008年-2012年	拮抗状態
第 IX 期	2013年-2017年	作成者指向
第 X 期	2018年-2022年	作成者指向

められる期間が間に挟まれており、こうしたことから、FASBの基準開発は、まさに「振り子の針が揺れるように」と形容されよう。

では、こうした基準開発行動の変化は、何によってもたらされているのであろうか。筆者が近著（小形 2024）においてIASBの基準開発行動を分析したように、FASB自身の組織存続の危機に対する認識の違いに応じて、基準開発戦略を変え、それを実行しやすくするために組織編成を変えたためであろうか。それとも、別の理由からであろうか。FASBの多様な基準開発行動がどのように行われてきたのかについては、今後の検証すべき課題とする。

参考文献

- 大石桂一（2000）『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- 小形健介（2024）『IASBの基準開発メカニズム：「組織存続の論理」からの究明』中央経済社。
- Allen, A. and Ramanna, K. (2013) “Towards an Understanding of the Role of Standard Setters in Standard Setting,” *Journal of Accounting and Economics*, 55, 66-90.
- Botzem, S. (2012) *The Politics of Accounting Regulation, Organizing Transnational Standard Setting in Financial Reporting*, Edward Elgar Publishing.
- FASB (Financial Accounting Standards Board) (2009) “The FASB Accounting Standards Codification™ and the Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles: a replacement of FASB Statement No.162,” Statement of Financial Accounting Standard No.168, FASB.
- Gaa, J.C. (1988) *Methodological Foundations of Standard-Setting for Corporate Financial Reporting*, American Accounting Association（深津比佐夫監訳（1990）『財務報告基準設定論』中央経済社）。
- Jorissen, A., Lybaert, N., Orens, R. and van der Tas, L. (2012) “Formal Participation in the IASB’s Due Process of Standard Setting: A Multi-Issue/Multi-Period Analysis,” *European Accounting Review*, 21 (4), 693-729.
- Miller, P.B.W., Bahnson, P.R. and Redding, R.J. (2016) *The FASB: The People, the Process, and the Politics, 5th edition*, Sigel Press（高橋治彦訳（2017）『The FASB 財務会計基準審議会：その政治的メカニズム』同文館）。

Miller, P.B.W. and Redding, R.J. (1986) *The FASB: The People, the Process, and the Politics*, Richard D. Irwin, Inc. (高橋治彦訳 (1989) 『The FASB 財務会計基準審議会：その政治的メカニズム』 同文館).